

パレットコーター用バッテリー交換作業

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

J-PARCセンター

施設工務セクション

1. 件名

パレットコーター用バッテリー交換作業

2. 目的及び概要

バッテリーローリフトパレットコーター（以下、パレットコーター）は、大強度陽子加速器施設 3 GeV シンクロトロン棟において、物品納入時の重量物の運搬やメンテナンス時期の保守点検機材の運搬作業に使用している。

本件は、当該パレットコーターに使用しているバッテリー（構成機器）に不具合があり、正常な使用に支障をきたしており、パレットコーターの性能維持のため、バッテリーの交換を行うものであり、J-PARC の安定運転を目的とする。

3. 作業実施場所（別添 1、2、3 参照）

住 所 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所内

大強度陽子加速器施設 3GeV シンクロトロン棟 1F 組立調整室(1)（非管理区域）、
B2F 空調ホット機械室(2)（第一種管理区域）

4. 納 期

令和 8 年 2 月 27 日(金)

5. 作業内容

5. 1 対象設備等・装置等

(1) パレットコーター 型式：PLD30-50-A12 メーカー：三菱ロジスネクスト 2 台

5. 2 作業範囲及び項目

- (1) 電気車用鉛蓄電池の交換
- (2) 動作試験
- (3) 提出書類の作成

5. 3 作業内容及び方法等

- (1) パレットコーターの性能維持のため、下記のバッテリー（構成機器）の交換を行い、パレットコーターの健全性を復旧する。

構成機器（相当品可）

品 名：電気車用鉛蓄電池 5DC-D5AN（PLD30-50-A12 用バッテリー）

仕 様：Storage Battery

TYPE VCD5AN 24V, Capacity 250Ah/5hr

Assembly Type 5DC-D5AN, GS YUASA

メーカー：G S ユアサ

数 量：2 式

なお、上記以外で作業に必要な消耗品/雑材等は、受注企業が準備すること。

- (2) 試験・検査

試験検査の詳細については 6 項「試験・検査」に記載する。

- (3) 提出書類作成

9 項「提出書類」に示す書類を作成すること。

(4) 交換後の使用済み蓄電池は、産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められたマニフェスト制度に基づく、産業廃棄物最終処分までの処理を行うこと。

6. 試験・検査

- (1) 員数・外観検査 数量の確認及び性能を著しく害する損傷が無いことを確認する。
- (2) 動作確認 作業終了後、運転操作を実施し、正常に動作することを確認する。

7. 業務に必要な資格等

- (1) 放射線業務従事者
- (2) クレーン運転士
- (3) 玉掛け技能講習修了

8. 支給品及び貸与品

8. 1 支給品

なし

8. 2 貸与品

なし

9. 提出書類

- | | | | |
|--------------------|-----------|----|-------|
| (1) 総括責任者届 | 契約後速やかに | 1部 | (要確認) |
| (2) 工程表 | 契約締結後速やかに | 1部 | (要確認) |
| (3) 作業要領書 | 契約締結後速やかに | 1部 | (要確認) |
| (4) 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 1部 | |
| (5) 産業廃棄物管理票 | 処分後速やかに | 1部 | |
| (6) その他当機構で必要とする書類 | | 随時 | 必要部数 |

10. 検収条件

「6. 試験・検査」の合格、「9. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認められた時を以て、業務完了とする。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生規則
- (2) 労働基準法
- (3) 電気事業法
- (4) 日本産業規格 (JIS)
- (5) 放射線障害予防規程
- (6) 構内就業心得
- (7) 原子力研究開発機構内規定
- (8) J-PARC センター内諸規定
- (9) その他関係する諸法令、諸規則、諸基準等

1.2. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 放射線管理区域内の作業は、J-PARC センター放射線諸規定を遵守すること。また、管理区域内作業においては、放射線作業従事登録者（J-PARC センターOSL 登録が必要）が作業を行うこと。
- (5) 本仕様に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。
- (6) 本件の作業内容等について、原子力機構担当者と事前確認（契約締結前に）を行うこと。
- (7) 本件を進めるにあたり、十分な打合せを行い、作業を行うこと。

1.3. 総括責任者

受注企業は本契約業務を履行するにあたり、受注企業を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注企業の従事者の労働管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注企業の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

1.4. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 員数・外観検査 J-PARC センター 施設工務セクション員
- (2) 動作試験 J-PARC センター 施設工務セクション員

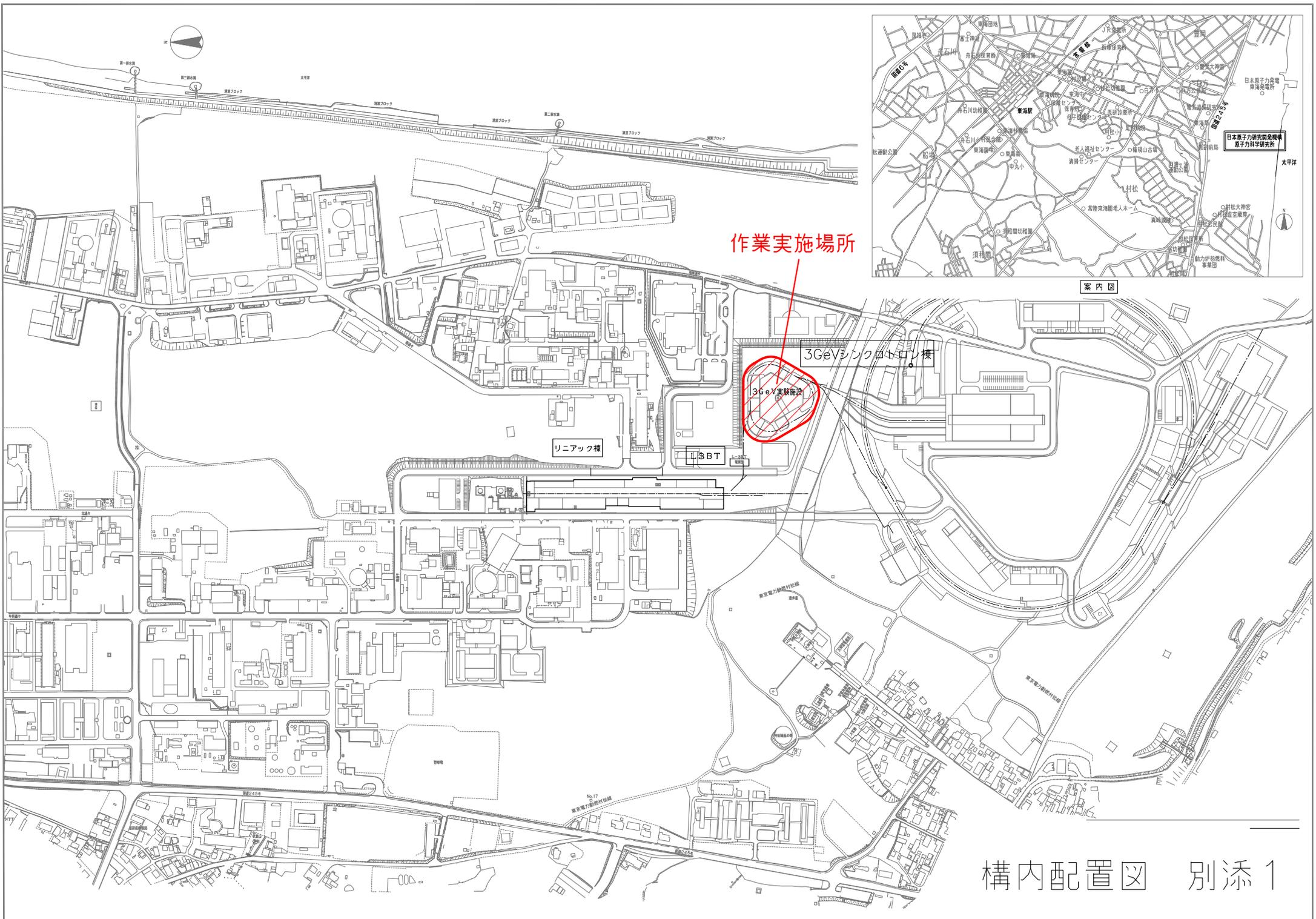
1.5. 産業財産権等

なし

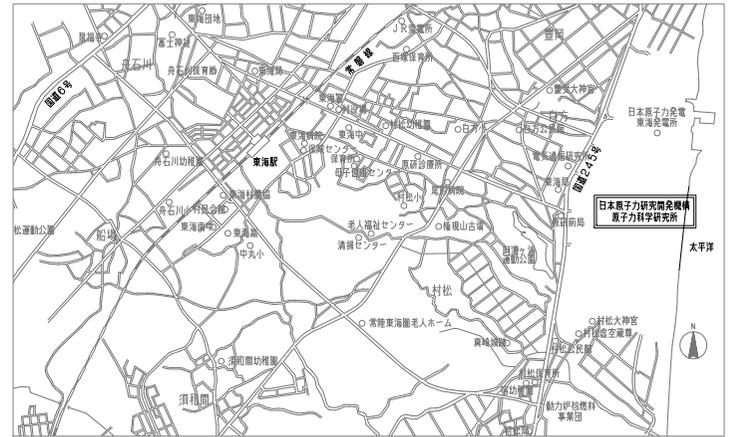
1.6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上



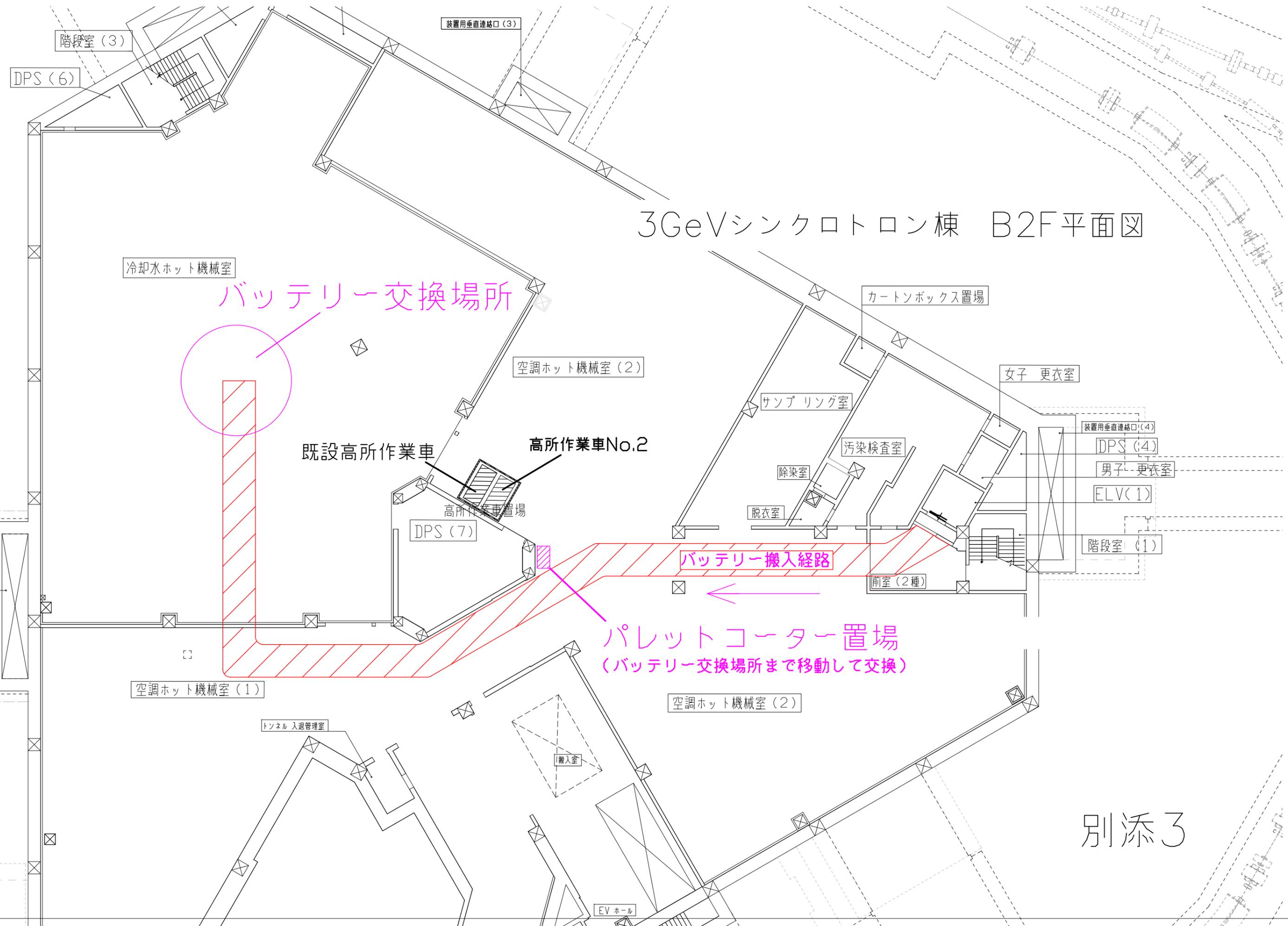
作業実施場所



案内図

構内配置図 別添1

3GeVシンクロトン棟 B2F平面図



バッテリー交換場所

バッテリー搬入経路

パレットコーナー置場
(バッテリー交換場所まで移動して交換)